

○ 困難を抱える妊産婦の支援に関する調査

○ 困難を抱える妊産婦を、出産前の早期の段階から支援する上での課題とその解決に向けて、求められる対応策を整理する。

- 若年、経済的困窮、DV被害等の家庭環境などを背景に、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）は大幅に増加（875人（平成22年）から8,327人（令和2年）に、約10倍に増加）しており、新生児が遺棄される事件も後を絶たない（令和4年度に虐待死とされた0歳児は28人※）。
- このような状況を踏まえ、令和4年の児童福祉法改正により、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭の支援までを切れ目なく、漏れなく対応することを目的とした「こども家庭センター」の設置が令和6年4月から市町村の努力義務とされた。
- 育児放棄や児童虐待を防ぐ観点からも、特定妊婦を含む孤立した育児に陥る可能性があるなどの困難を抱える妊産婦に対し、出産前の早期の段階から、自治体、医療機関等の関係機関が連携した支援を行うことが求められている。

※ 「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第20次報告）」に基づく、令和4年度に発生又は表面化した、0歳児の心中以外の虐待死（25人）及び心中による虐待死（3人）の計

主要調査事項

- 困難を抱える妊産婦の把握状況
 - ・ 困難を抱える妊産婦からの相談への自治体の対応状況
 - ・ 医療機関からの情報提供及びその後の連携の状況
- 支援対象とする妊産婦の決定状況
 - ・ リスクアセスメントの実施状況
 - ・ 特定妊婦の認定状況
 - ・ 妊産婦の転居時の支援の引継ぎ状況
- 支援対象とした妊産婦の支援ニーズの把握状況
 - ・ サポートプランの作成状況
 - ・ 家庭支援事業の利用に係る措置の状況

主要調査対象

調査対象機関

こども家庭庁、厚生労働省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、医療機関、関係団体等

調査実施期間

令和7年6月～8年3月（予定）